

綾野自治振興会「綾野学区まちづくり協議会」規約

(名称)

第1条 この会は、綾野自治振興会「綾野学区まちづくり協議会」(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を綾野地域市民センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、綾野学区(以下「地域」という)の発展と魅力ある住み良いまちづくりを、推進するために活動することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 地域振興計画の策定と推進に関する活動
- (2) 自主防犯・安全・防災に関する活動
- (3) 人権、社会福祉の推進に関する活動
- (4) 健康増進及び文化・スポーツ振興に関する活動
- (5) 青少年健全育成に関する活動
- (6) 環境保全、美化に関する活動
- (7) 地域内外の交流、研修に関する活動
- (8) 地域経営に関する活動
- (9) その他目的達成に必要な活動

(組織)

第5条 本会は、地域住民及び本会の目的に賛同する個人・各種団体及び事業所をもって組織する。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 専門部 部会長 | (部会数) 名 |
| (7) 監事 | 2名 |
| (8) 相談役 | 若干名 |

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び監事は総会において選出する。理事、会計、事務局長、相談役は会長が委嘱する。専門部会長は各専門部会において部員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の活動計画の策定及び重要事項の審議並びに運営に当たる。
- (4) 会計は、本会の会計にあたる。
- (5) 事務局長は、本会の事務を総括する。
- (6) 専門部会長は、専門部会を代表し、専門部を統括する。
- (7) 監事は、本会の事業並びに会計執行状況を監査する。
- (8) 相談役は、必要に応じ助言を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

- 第11条
- (1) 総会は、各区、自治会長並びに本会を構成する各団体の代表及び有意志の個人(以下「会員」という)をもって構成する最高の議決機関であり、この規約に定める事項の他、本会の目的達成に必要な重要事項を議決する。
 - (2) 総会は、会長が招集して年1回定期に開催し、必要がある場合は臨時総会を開催することができる。
 - (3) 総会の議長は、会長が務める。
 - (4) 総会は、会員の2分の1の出席をもって、成立する。
 - (5) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(役員会)

- 第12条
- (1) 役員会は、第6条の役員をもって構成する。但し、監事は議決権を有しない。
 - (2) 役員会は、必要なときに会長が招集する。
 - (3) 役員会は、第3条の目的を達成するために具体的な活動計画を策定し、その推進を図る。
 - (4) 役員会において必要に応じて、専門的な(又は特別な)委員会を、原則会長が招集し、協議することができる。
- (三役会 事業執行役員会 三役・監事会 事業において必要な専門的な役員会等)

(専門部会)

- 第 13 条 (1) 専門部会は、各種団体より選出された者及び有意志の個人（以下「部員」という）をもって構成し、部員の互選により部会長 1 名、副部会長 2 名以内を選出する。
- (2) 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- (3) 専門部会は、所管事項の活動計画及び執行にあたる。

(会計)

- 第 14 条 (1) 本会の経費は、交付金、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- (2) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(規約の改正)

- 第 15 条 (1) この規約の改定は、総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

(その他)

- 第 16 条 (1) この規約に定めない事項については、役員会において審議決定する。

付則

- (1) この規約は、平成 23 年 4 月 23 日から施行する。
- (2) この規約は改定の有無に関わらず、施行日より 3 年経過後見直すものとする。
- (3) 3 年経過した後の見直し結果により、役員を選出は平成 26 年度より 3 年間は原則として会長には綾野学区区長会会長が、また副会長には綾野学区区長会副会長及びもう 1 名は綾野学区内の中から就任するものとする。
- (4) この規約は、平成 26 年 4 月 12 日に改正し施行する。
- (5) この規約は、平成 27 年 4 月 1 日に改正し施行する。